

3 進級・卒業要件等

(1) 履修方法

【履修方法】(学則第8条)

- 1 第一部幼稚園教諭保育士養成学科にあつては2年以上在学し、次の各号に規定する科目を別表(1)により履修しなければならない。
 - ① 教養科目については9単位以上とする。
 - ② 専門教育科目については75単位以上とする。
(注:別表(1)は学則に定める教育課程を参照)

【既修得単位の認定】(学則第11条)

- 1 生徒が大学、短大及び専修学校において履修した科目について修得した単位を、本校の授業科目を履修したとみなすことができる。
- 2 前項に定める授業科目を履修したとみなす授業時間は、本校の課程修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。
- 3 その他既修得単位数の認定に関する事項は、別に定める。

(2) 学習の評価及び課程修了の認定

【学習の評価】(学則第12条)

- 1 学則に定める授業科目を履修し、試験に合格した者に所定の単位を与える。
- 2 学習の成果は、S、A、B、C、Dの5段階に分け、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとし、C以上を合格とする。
- 3 定期試験等に関する事項は、別に定める。

【課程修了の認定】(学則第13条)

- 1 課程修了の認定は第8条に規定する履修方法により単位を修得した者について教職員会議の議を経て校長が行う。

【卒業】(学則第14条)

- 1 第一部幼稚園教諭保育士養成学科にあつては2年以上在学し、前条の規定により課程修了の認定を受けた者に卒業証書を授与する。

【称号の付与】(学則第14条の2)

- 1 第13条及び第14条の規定により、第一部幼稚園教諭保育士養成学科及び第二部幼稚園教諭保育士養成学科を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。